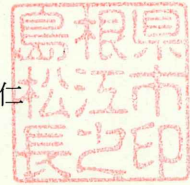


松江市告示第497号

松江市国民健康保険高額療養費委任払要綱（平成17年松江市告示第54号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月27日

松江市長 上 定 昭 仁



様式第1号中及び様式第2号中「被保険者証記号番号」を「記号・番号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の要綱に定める様式による用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。